



埼玉県報

第 2 2 3 5 号
平成22年11月12日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [北鴻巣駅西口土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [川口金山町12番地区市街地再開発組合における理事長の氏名等の公告\(市街地整備課\)](#)
- [国道299号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の相手方の公示\(循環器・呼吸器病センター\)](#)
- [平成22年度第3回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)
- [運転免許取得者教育認定の公示\(運転免許課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号中訂正\(杉戸県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十一月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふじみ野明るい社会づくりの会
- 三 代表者の氏名
北沢 紀史夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市福岡中央一丁目四番二十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数に対し、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、子どもの健全育成を図る活動を行い、地域社会の求める問題と取り組み明るい社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人持田彩北館
- 三 代表者の氏名
金子 禎作
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市大字持田一六六番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、失業者に対し、住居と食事の提供を行い、失業対策に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人浦和フォーラム

三 代表者の氏名

北島 修一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目二〇番八号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、さいたま地区（浦和区、南区、緑区、桜区）の市民、青少年に対して、『思いやりの援助と自己研鑽の機会』を提供し、その個人生活、事業生活、および社会生活に常に奉仕の精神を適用し、誰もが豊かに暮らせる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域住民、青少年に対して、『思いやりの援助と自己研鑽の機会』を提供し、その個人生活、事業生活、および社会生活に常に奉仕の精神を適用し、誰もが豊かに暮らせる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
入間市大字新光二二一
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第千四百四十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 二八 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

東松山市大字新郷四九 一 外一八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八五三・六立方メートル

浸透効果量 〇・〇三七立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、北鴻巣駅西口土地区画整理事業について換地処分があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、川口金山町12番地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 長谷川 善一

住所 川口市川口一丁目五番十四号

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 地 先 ま で	秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 五 番 一 五 九 三 番 一 地 先 か ら 同 郡 同	区 間
一 四 ・ 五 八	七 ・ 七 八 ） 一 三 ・ 九 一	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	二 五 七 ・ 〇 〇	延 長 (メ ー ト ル)
	事 に よ る 拡 幅	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令川建セ第二二〇〇四六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月五日

川建セ第二二〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字北吉見字壱耕地五四 一、五五 一、五六 二、五六 六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字前河内六四番地一

西山 裕美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年七月二十二日

指令川建セ第二二〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月八日

川建セ第二二〇〇七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保字陣屋裏九五番一、九六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角六九五番地一〇

株式会社 信濃住宅 代表取締役 森秀子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年十月二十五日

指令川建セ第二二〇〇六五一号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月九日

川建セ第二二〇〇八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字奈良梨字台ノ前六六五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字奈良梨六六五番地一

久保 かおり

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令川建セ第二二〇〇五一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月九日

川建セ第二二〇〇九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸中郷字関田一二九二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字山田一六四六番地一

今井 廣篤

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年七月二十二日

指令越建セ第二二〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月十一日

越建セ第二八五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字宮東五三四 五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字宮東五四五番地

島村 隆一

告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年9月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンス亀田医療情報システム株式会社 東京都品川区東五反田三丁目20番14号
- 5 契約金額
78,927,975円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県公安委員会告示第314号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成22年11月12日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成22年12月14日（火）及び12月15日（水）

イ 技能審査

平成23年2月5日（土）、2月15日（火）、2月16日（水）、2月17日（木）
及び2月18日（金）

ウ 面接審査

平成23年2月5日（土）、2月23日（水）、2月24日（木）及び2月25日（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成22年11月12日（金）から11月26日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに11月23日（火）を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001
内線241）

告 示

埼玉県公安委員会告示第315号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により次の者を運転免許取得者教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年11月12日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）

第1条第8号の課程

名称及び住所並びに 代表者の氏名	運転免許取得者教育を行 う施設の名称及び所在地	教育課程 の名称	認定を行った 年月日
東都自動車株式会社 東京都豊島区西池袋5丁 目13番13号 宮本 繁樹	東大宮自動車学校 さいたま市北区本郷町 1629番地	企業研修	平成22年10月12日

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年十一月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年十一月十五日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号（平成二十二年八月十三日第二千二百九号）中訂正

ページ 行
二 表中

旧 新 別	旧 A	新 A	新 B
区 間	南埼玉郡白岡町大字下大崎字円明一 六番三地先から同郡同町大字篠津字立 野九九一番一地先まで		
敷地の幅員 (メートル)	五・〇〇 一・二・〇〇	六・〇〇 一・二・〇〇	二・〇〇 四・三〇
延 長 (メートル)	二二六・〇〇		
備 考	根金小橋架換えに伴う 歩行者専用迂回路の設 置		

旧 新 別	旧 A	新 A	新 B
区 間	南埼玉郡白岡町大字下大崎字円明一 六番三地先から同郡同町大字篠津字立 野九九一番一地先まで		
敷地の幅員 (メートル)	五・〇〇 一・二・〇〇	六・〇〇 一・二・〇〇	二・〇〇 四・三〇
延 長 (メートル)	二二六・〇〇		
備 考	根金小橋架換えに伴う 歩行者専用迂回路の設 置		